



# きくよう

(題字：菊陽南小学校 六年 江藤 菜々美さん)



## 主な内容

各議員の新年の抱負	P 2
2つの臨時会と12月定例会	P 3～6
一般質問 (6人)	P 8～10
東北視察と厚労省陳情	P 11～12
区長会と議会の対話	P 13
マイタウン	P 15



菊陽町議会フェイスブック  
携帯電話で上記の2次元コード  
を読み取るとアクセスできます。



# 新年の抱負



今年もよろしくお祈いします

通年議会の実現を通して、  
自主・自立・開かれた議会  
をめざします。

甲斐 榮治

本年は復興の年！反転攻勢  
の年！様々な問題を解消し  
引き続き議会改革に取り組  
みます。

渡辺 裕之

10年後、20年後の菊陽町の  
あるべき姿を見据え、当面す  
る町の課題に着実に取り組む。

岩下 和尙

「暮らし、生業を大切に復  
旧・復興を」国の制度とし  
て被災者支援の充実を求め  
ます。

小林 久美子

執行部と一定の距離はおくが、  
車の両輪の如く責任と信頼を  
もって、明日を耕す。

上田 茂政

みんなのためになる！  
町民のために町のために議  
員としての職責を果たす。

川俣 鐵也

議会基本条例の実行が、  
全ての「まちづくり」に  
つながる強い想いで活動  
する！

大塚 昇

- ①子育て支援として
  - ・待機児童の解消
  - ・学童保育の充実
- ②高齢者の孤立化の防止に取り  
組みます。

石原 武義

残された時間を震災復旧・  
復興支援並びに町民皆様の  
声・要望を全力で町政に届  
けます。

坂本 秀則

町の復旧・復興と更なる繁栄  
を図り、さらに議会の信頼の  
回復へ全力を尽くします。

北山 正樹

- ①定住促進、地域コミュニティ  
の充実・育成
- ②信頼される議会

吉山 哲也

「いつ来ても新しいまち・い  
つ来ても懐かしいまち」を  
感じて頂ける、まちづくり  
につとめて参ります。

吉本 孝寿

危機管理及び安全対策につい  
て、さらに調査研究し安全安  
心のまちの実現を目指します。

中岡 敏博

精力善用 自他共栄  
共にすすみましょう。

佐々木 理美子

今やるべき事を提言し、未来  
に繋げます。

- ①病児、病後児保育の充実
- ②誰もが集う総合体育館の新設

那須 真理子

- ①仮設・みなし仮設住宅の皆様の  
復興に向けたサポート
- ②子育て支援

- ・学童保育の充実
- ・病児保育の実現

西本 友春

農業振興、防災対策、通学路  
の安全性などあらゆる観点  
から物事を考え1年間頑張  
ります。

阪本 俊浩

初心を忘れず、皆様の声  
をお聴きしながら安心して暮  
らせるまちづくりに取り組  
みます。

大久保 輝

### 第3回臨時会

# 飲酒運転はしない、させない、許さない

撲滅条例などを可決

10月24日、第3回臨時会が招集され、2議案と1同意事項を審議。いずれも全員賛成で可決された。

#### ◆議案第44号

菊陽町飲酒運転撲滅に関する条例

#### 提案理由

#### 総務課長

菊陽町町民参画・協働推進条例に基づき政策提案書が8月24日に提出され、町民参画推進本部で採用を決定し、条例案を策定した。

#### ◆議案第45号

菊陽町平成28年度一般会計補正予算(第6号)

#### 提案理由

#### 財政課長

歳入歳出予算の総額に1億1,393万円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億9,718万3,000円と定める。

本条例案は、H18年福岡県で3人の子どもが亡くなった飲酒運転事故から10年が経った今も同事故が減らず、社会問題となっていることに鑑み、町・町民及び事業者が一体となって、飲酒運転をしない、させない、許さないという意識を徹底させ、安心・安全の町民生活の実現をめざすものである。

#### 質疑応答

#### 小林

復旧事業のための起債の額、解体の進捗状況、臨時財政対策債の残高はどうなっているか。

#### 財政課長

災害復旧債は9億5,090万円。臨時財政対策債のH28年度末残高の見込みは、56億6,798万4,000円になる予定である。

#### 環境生活課長

#### 公費解体

の申請件数は、10月14日の段階で、住家169世帯、非住家75世帯である。

進捗状況は、住家9.5%、非住家2.7%、自費解体を含めると14%である。

全壊家屋については解体に2週間から1カ月を要している。半壊家屋はこれほどの時間はかからないが、事業完了は来年の夏以降になる見通しである。

討論 なし。採決 全員賛成で可決。

## 同意第2号 菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

#### 提案内容

坂田和明(曲手在住)氏と村松陽子氏(津久礼在住)を菊陽町教育委員会委員に任命するにつき、議会の同意を求める。

質疑及び討論 なし。採決 全員賛成で同意。

### 第4回臨時会

# 議会関連2条例1規則を一部変更

～賛否両論あるも可決～

#### ◆発議第3号

菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

#### 提案理由

#### 北山

①臨時会の招集は私他4人の賛同を得て町長に請求した。②議会の問題解決は議会の発議で行うべきという考え方で臨時会開催を請求した。③3つの案件は一刻も早く成立させる必要があった。④坂本秀則議員の辞職を求める声は根強いにもかかわらず、議会の取り組みは不十分であり、議会不信の声となっている。⑤この間、石原武義議員が酒のおいをさせて委員会に出てくるという事件も発生した。⑥これらのことに対処するには、地方自治法には不備がある。同法第14条(法令の範囲内で条例を設けることができる)に基づいて改正案を提出する。

#### 改定の要点

(1)議員辞職勧告と正副議長不信任の発議は、理由を付けて2名の賛成者と連署して議長に提出。(2)酒気を帯びた者は議場

に入ることを禁止。(3)右の場合、議長は当該者に退場を命じる。以上を付け加える。

#### 質疑

#### 小林

①正副議長不信任決議は現行規則でできる。新たに付け加える必要はないのでは。②酒気を帯びた者が議場に入れないのは当然。規則に書き込む必要はないのでは。

#### 甲斐

③飲酒や飲酒運転事件が提案の背景ということだが、それがなぜ正副議長の不信任決議案項提案につながるのか。

④地方自治法は条例より上位法である。自治法の不備を条例で補えるのか。⑤条例や規則を整備する時には上位法や他の法令との関係を冷静に判断する必要があるが、その点どうか。⑥11月25日の全員協議会で副町長が議会に関する規定について対案まで示したのは議会への介入に当たる。本日

の提案は原案と違って、ほぼ副町長が示した案文だが、いかがなものか。

#### 吉山

⑦自治法の不備がある場合、「条例で上乘

せする」という表現があったが、それは自治法の範囲を超えるということではないか。⑧一時的な目的のために、条例や規則を簡単に変えれば、将来に禍根を残すのではないか。

### 答弁

**北山** ①自治法に不備があるので、会議規則で規制した。②明記することによって決意を表わした。③飲酒関連事件と直接の関係はない。④法の不備に上乗せ規制あるいは横出し規制をかけることは認められている。⑤今抱えている問題の解決を一刻も早くと考えた。⑥提案は行政側に認めてもらわねばならないので、事前協議をした結果だ。⑦提案は自治法の範囲内である。⑧一時的であれ今回の不祥事問題を解決できれば、町民の賛同は得られる。

### 《反対討論》

**小林** 地方自治法で正副議長の任期は4年と定められている。不信任発議は現

行規則でもできる。提案には根拠がない。

**吉山** 不信任発議は現行規則でできるし、議長による退出命令は現行規則の秩序保持権で十分。

酒気を帯びて公的会合に出席できないのは何人にも共通する倫理。会議規則に明記の必要はない。

**吉本** 「酒気を帯びた者」という規定は基準が曖昧である。もっと時間をかけて討論すべきだ。

**甲斐** 現正副議長は、今回の飲酒に関わる事案の解決には法令の範囲でできることを目一杯やってきた。今この改定案が出された理由が不可解だ。しかも下級官庁を拘束する行政実例では、「会議規則に正副議長の不信任議決を規定する必要はなく、仮に規定すれば違法である」と明記されている。

### 《賛成討論》

**岩下** 2人の議員の飲酒に関する不祥事で町民の議会への信頼はなくなっている。会議規則の一部改正は議会、議員を厳し

く律し、信頼を回復する第一歩である。

**阪本俊浩** 「議員は品位を重んじなければならぬ」と規則にあるが、飲酒による不祥事は何度も見過ごされてきた。飲酒関連2項目の追加は当然である。

**西本** 全国的に議員や議長の不祥事で議会が紛糾しているところは枚挙にいとまがない。明文化した方がよい。飲酒関連事項の追加は戒めを含めて問題はない。

**大久保** 行政実例は、意見表明、解釈の一つだ。違法と断言すべきではない。飲酒に関しては、あえて明文化しなければならぬ背景があった。追加はすべきである。

**採決** 賛成10、反対7で可決された。

### 《発議第4号

菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

**北山** 地方自治法の不備を補うべく、飲酒状態の

議員が委員会に出席することを禁止するとともに、その際の措置を定める項目を追加する。

### 改定の要点

酒気を帯びて委員会に出席することを禁止し、委員長は当該委員に退出を命じることを明文化。

### 質疑

**吉山** 「酒気など」の「など」はどう解釈すべきか。

### 答弁

**北山** 薬物など議員としての仕事ができない状態に陥らせるものの意味。

### 《反対討論》

**小林** 「地方自治法の不備を補う」は問題である。当然の前提となっていることを条例に書く必要はない。

**甲斐** 委員長の議場整理提案内容は申し合わせ事項相当である。

**吉山** 「など」を条文に使うと、拡大解釈につながる懸念がある。

### 《賛成討論》

**佐々木** 本来は不要な文言であるが、そういう議

員がいるから明文化せざるを得ない。将来は今追加する部分を削除できることを願う。

### 採決

賛成10、反対7で可決された。

### 《発議第5号

菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

**北山** 議員に高い行動規範を求め、品位と名誉を損なう行為について倫理基準に明文化する。それに違反した場合の議会の判断と講ずべき措置及び違反者の責務に関する事項を追加するもの。

### 改定の要点

(1)議員は率先してより高い行動規範を守ることが義務付けられる。  
(2)議員はその品位や名誉を損ない、不正の疑惑を持たれるおそれのある一切の行為をしてはならない。  
(3)違反者には地方自治法第134条及び第135条【罰則規定】を適用する。

### 質疑応答

**北山** 答弁  
「一切の行為」に

ついては、立場によって解釈が変わり一致できないおそれがある。本町の場合は第3者の入らない倫理条例なので、議員が自分たちだけで違反の有無を判断するのだから、「一切の行為」というのは漠然とし過ぎて公平な判断ができないのではないか。

### 北山

9人の委員が判断するのだから、恣意的にはならない。遵守事項を個別にあげて規制をしなくても、記載のない違反が出てきた時にそれを規制できない。網の目をすり抜けさせないために包括的規制とした。議員の良識の問題である。

### 甲斐

地方自治法の罰則規定の対象は、議場内(議会の公的会議場内)の不整行為に限定される。議員が職務権限を行使して主に議場外で行う違反行為を規制する政治倫理条例に、自治法第134条及び第135条の罰則は適用できないのではないかと。政治倫理条例をどのような性質のものと考えているか。

目前の問題解決のため  
の改定が数年後に拡大解  
釈される危険性はないか。  
また辞職勧告に法的拘  
束力がないことをどう考  
えているか。

**北山** 議員に対する辞職  
勧告には法的拘束力がな  
い。これは自治法の欠落  
部分である。

議員の職務と関係ない  
不祥事には、議会の多数  
意見を突きつける。罰則  
を適用するか否かはその  
時の倫理委員会、あるい  
は議会の判断ということ  
にしたい。実際に除名に  
することが目的ではな  
く、明文化することによ  
って不祥事の予防を意  
図している。

仮に改定された条例が  
適用されて処罰を受けた  
場合も、当該議員には上  
級庁への訴えや司法判断  
の道が開かれている。

拡大解釈の危険につい  
ては議員の良識を信じる。

**吉山** 改定の要点にある  
(1)、(2)は現行の第2条に  
ある。第4条に改たため  
付け加えた意味は。第15  
条の職務関連犯罪による

有罪確定後の措置は、現  
行第16条の方が明確で分  
かりやすい。自治法第1  
34条、第135条の適  
用を含む改定案第15条全  
体の関係性はどうなっ  
ているか。

**北山** 政治倫理基準を規  
定している第4条に載せ  
ないと倫理違反の俎上に  
乗らない。

現行法では、倫理違反  
をした議員に対する議会  
の措置が先にきて、次に  
議員の進退がきている。  
辞職しなかつた議員に対  
して議会の多数決による  
処罰の決議をする順序に  
変える内容である。

《**反対討論**》

**小林** 「不正の疑惑を持  
たれる一切の行為」とは  
議場内か外か、具体的に  
何を指すのかわからない。  
解釈次第で幅があり過ぎ  
る内容は問題である。懲  
罰や辞職を扱うならば、  
条例全体を見直し、第3  
者を入れるべきである。

**大塚** 問題や課題が生じ  
た時に条例の制定や改定  
を行うのは当然のことだ

が、議会に関する条例に  
ついては、全会一致をめ  
ざして全員協議会などで  
論議を尽くすべき。僅差の  
成立では実効性が薄い。  
議長に事前相談のない  
今回の臨時会招集、条文  
の提案は、手順の不備で  
ある。

**吉山** 改定しなくても現  
行法の運用で対応でき  
る。改定案の各条項は、  
倫理条例の構成、方向性  
からして無理がある。

**吉本** 政治に携わる者は  
高い倫理とそれに基づく  
行為基準が求められるが、  
それはあくまでも倫理上  
の問題である。政治倫理  
条例は懲罰を以て倫理を  
強制するものではない。

**甲斐** 「一切の行為」とい  
う漠然とした規定は拡大  
解釈の危険をはらみ将来  
に禍根を残す。

条例の倫理基準の遵守  
は努力義務に止まり、制  
裁規定を定めるべきでは  
ない。政治倫理条例は情  
報公開制度の一環であ  
り、公開された審査結果  
で被請求議員の処置を決  
めるのは有権者である。

自治法の罰則規定を本  
条例で適用することは、  
違法である。

《**賛成討論**》

**上田** 今回の政治倫理条  
例の一部改定の内容は、  
議員たるものは高い倫理  
観を持って、政治倫理基  
準を守らない者には懲罰  
を科すというものである。  
この改定を以て、町  
民の不信をなくし、信頼  
を取り戻す第一歩にしな  
ければならない。

**西本** 改定は議員が政治  
倫理基準を守る義務や被  
請求議員の責務と議会の  
措置の範囲を明文化する  
ものである。条例に不足  
があるから付け加えるべ  
き。改定案が成立すれば  
最高の懲罰は「除名」に  
なるが、不服なら司法判  
断の道もある。

改定は町民の声に応え  
るものである。

**那須** 文書化し、明確に  
して町民に知らしめるこ  
とが大事。議員は襟を正  
す必要がある。

**大久保** 昨年6月から1  
年半が経過した。議会は

町民の声にできていない。  
改定案が違法とは思っ  
ていない。議員の3分の  
2以上が出席し、その4  
分の3以上の同意がなけ  
れば、除名にはならない  
ので懲罰の濫発はないと  
考える。

**採決** 賛成10、反対7で  
可決された。

付議事件

1. 発議第3号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する条例の制定について
2. 発議第4号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
3. 発議第5号 菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

賛否表

議案番号	結 果	表決数		大久保	阪本俊	西本	那須	佐々木	中岡	吉本	吉山	北山	坂本秀	石原	岩下	大塚	川俣	上田	小林	甲斐	
		賛	否																		
発議第3号	可決	10	7	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	●	○	●	○	○	○	●	●
発議第4号	可決	10	7	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	●	○	●	○	○	○	●	●
発議第5号	可決	10	7	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	●	○	●	○	○	○	●	●

\*結果は、可決・否決□同意・適任・採択・承認・認定 \*報告は採決がないため削除  
\*○は賛成 ●は反対 棄は棄権 除は除斥 欠は欠席 早は早退

# 全員賛成で可決・同意

## 平成28年度第4回菊陽町議会定例会

### ◇議案第46号

菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について

#### 《内容》

所得税法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため議決を求める。

【全員賛成で可決】

### ◇議案第47号

菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

#### 《内容》

個人の住民税で分離課税される特殊適用利子及び特殊適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得額に含める。

【全員賛成で可決】

### ◇議案第48号

平成28年度一般会計補正予算(第7号)について

#### 《内容》

歳入の区分ごとの増減や歳出予算に不足額が生じたもの、不用額が見込

まれるものがあり、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため補正をお願いするもの。

歳入歳出予算の総額に10億8,596万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億8,314万3,000円と定める。

【全員賛成で可決】

### ◇議案第49号

平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

#### 《内容》

歳入歳出の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に206万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,555万1,000円とする。

【全員賛成で可決】

### ◇議案第50号

平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

#### 《内容》

歳入歳出の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に52万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億9,760万7,000円と定めるもの。

【全員賛成で可決】

### ◇議案第51号

平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第3号)について

#### 《内容》

主な理由は、社会資本整備総合交付金の減額や熊本地震により国などの関係機関との事前協議に時間を要していることによる建設改良費の減額。

【全員賛成で可決】

### ◇議案第52号

町道路線の認定について

#### 《内容》

1、小平ノ上1号線  
2、久保田馬場楠線

【全員賛成で可決】

### ◇同意第3号

菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

#### 《内容》

菊陽町固定資産評価審査委員会委員に次のものを選任したいので、同意を求める。

菊陽町大字原水

吉岡光憲氏

菊陽町大字原水

西塔正弘氏

【全員賛成で同意】

### ◇諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

#### 《内容》

人権擁護委員候補者に次のものを推薦したいので、意見を求める。

菊陽町大字津久礼

鬼塚成子氏

菊陽町大字津久礼

平野葉子氏

異議なしで適任と認める

予定された議事が終了した後、2人の議員から発言の申し出があり、議長がこれを許可した。

### 石原武義議員の発言

私は、去る11月10日19時、熊本地震災害復興支援特別委員会の事前の打ち合わせの会議に出席したところ、同僚議員からアルコールのおいがすると指摘されました。会議に出席できないと申し合わせ事項があったので、そのまま退席しました。

### 坂本秀則議員の発言

私が、昨年6月に起こしました不祥事のため、菊陽町議会の議事審査など議会運営に多大な御迷惑をおかけいたしました。このことで、菊陽町議会並びに菊陽町への信用、信頼が揺らいできました。私自身、深く反省しております。

私の行動が、議会の議事審査等の議会運営に多大な御迷惑をおかけしました。このことで、菊陽町議会や菊陽町への信用がなくなるのではないかと、私自身心配しました。今回、道義的な責任をとって、文教厚生常任委員長を辞任しました。町民の方、町長はじめ役職員の方に心からおわびいたします。誠に申し訳ございませんでした。

以上を事情を鑑みて、6月定例会終了後、議員を辞職いたします。皆様のご理解のほどよろしく申し上げます。

今後は、襟を正し、緊張感をもって議員の仕事に邁進することをここにお願い申し上げます。

# 常任委員会報告

## 総務常任委員会

今議会において総務常任委員会に付託された案件はなかった。

委員会としては、合併60周年記念で、ゼンリンと合同で作成した菊陽町総合防災マップの内容を細かく確認するとともに、総務部長、総務課長に説明を求め学習会を実施した。

目的としては、地震のみならず災害に関する専門知識の向上、避難所の設置数、収容人数、危険箇所の把握について再確認することであった。

防災マップ、ハザードマップは、町民の皆さんが、常に手元に持



防災マップ



防災倉庫の視察

ち、内容も誰にでも解りやすいものであることが重要である。

委員も日28年熊本地震の被災者として、また、今後、様々な議論をするにあたり十分な理解が必要だと考えた。各委員は、真剣に1ページずつ確認し、質疑応答を行った。その後、2カ所の備蓄倉庫の補充などに関する現地視察を実施した。

## 文教厚生常任委員会

### 菊陽中部小学校

#### 学童保育 現状視察

現在2カ所の専用施設に加え、学校の協力を得て昨年7月から図書室の一部を使用して学童保育を実施している。

日29年度は新入学児童が今年度よりも増え、入所希望者が増加すると見込まれ、今後、利用人数を増やすためには、新たな施設の整備と指導員の確保が必要

である。

町子育て支援課では、日30年4月開所を目標に、正門近くの学校菜園敷地内に入所定員100人規模、鉄骨2階建の専用施設を建設し、今後の学童保育のニーズに対応していく計画である。

文教厚生常任委員会としては、これまで以上に担当課との情報交換を行い、保護者、児童が安心して利用できるように努めるものとする。



菊陽中部小学校の放課後児童クラブ視察

## 産業建設常任委員会

当たる町債、6億3,740万円を借り入れる。

第4回定例会での産業・建設常任委員会に属する一般会計補正予算・下水道事業会計について報告する。

○道路建設関連では、4,500万円余の減額。

これは昨年と同様に、国の補助金の交付額の減少に伴うもの。

当初予算に対し、実際の交付額が大きく下回ったことから、今年度予定していた事業の一部は、後年度に先送りをする。

○災害ごみ・損壊家屋解体費用関連では、9億2,700万円余の増額。引き続き地震からの復旧事業を継続する。

昨年12月2日現在で、住居の解体申請177棟のうち、自主解体を含め32.4%が実施済み。本年度末までに、60%の処理を目指す。

なお、解体撤去費用のうち、国からの補助は50%のため、町は災害復旧費として借金に

○下水道事業会計では、2億5,900万円余の減額。

雨水関連工事及び農業排水事業について、国の交付金の減額と熊本地震のため、他の関係機関との調整がつかないなどの理由により後年度に実施する。

後年度の課題として、○国の補助・交付金により減少する可能性がある。これまでも国は、補助金を交付金に算入するという手法でおこなってきたが、はたして一括して交付された交付金に、該当する補助金が含まれているか否かの判断が難しい。

本町は財政力が高いと見込まれていることから、交付算定額の基準が見直され、結果として、財政運営に厳しさが伴うことが予想される。



西本 友春議員

本年度に実施予定の施設整備の進捗状況は

**答** 中部小学校は三カ所目の学童保育を平成30年4月開所を予定

個人情報保護

**西本** 個人情報保護厳守で行くと各施設の受付方法の統一が必要だが。生涯学習課長 公共施設長会議で状況を確認し町として統一した対応が出来るよう検討する。

食品ロス

**西本** 教育施設における学校給食や食育、環境教育を通じた食品ロス削減の啓発を進めるべきと思うが、どう考えているか。学務課長 給食残量を定期的に調べ、結果を児童集会等で公表し表彰したり、リサイクル・ゴミを減らす・食物の生産と消費の環境に関する学習を行っている。また、町立保育所では食材の確保や調理方法の工夫と園児に合わせ、量や数を調整して食べ残しは発生していない。

**西本** 保育所における町からの出前授業は可能か。

学務課長 食品ロス削減

に今後でも取り組んでいくのが可能。

**西本** 熊本地震で災害備

蓄品が今までより量が增えたと考えられるが、有効利用の観点から消費期限6カ月前にフードバンク等への寄付の検討についてどう考えているか。

総務課長 人口の5%、2

000人×2日×3食の1万2,000食を備蓄しており、賞味期限が来るものは町の防災訓練区の防災訓練に活用している。

学童保育

**西本** 毎年人口増の菊陽

町だが、新年度の学童の見込人数と過不足による施設の問題はないのか。子育て支援課長 毎年各学校の学童保育利用希望者は、今年よりも増加する見込みである。今後、新たな施設整備と指導員を確保することが必要な学

童クラブもある。

**西本** 本年度に実施予定の施設整備の進捗状況は。

子育て支援課長 H25年

度に整備した西小学校の学童施設を年度末までに2つに区切って、適正数の規模で運営できるようにする。さらに本年度から2カ年にわたり西小学校と中部小学校で新たな学童保育施設を建設しH30年4月に開所する予定である。

**西本** 学童保育への民間

活用をどのように考えるか。町長 将来にわたって安定した学童保育のサービスを提供し、多様なニーズを提供するために民間活力の導入はぜひ必要であり、民間事業者の施設整備に係る負担軽減と運営基準額の引き上げが実現できるように、国に対して今後も粘り強く制度改革を要望したいと考えている。



川俣 鐵也議員

スポーツ及びスポーツ施設の充実で故郷（ふるさと）づくり絆（ゆかり）づくり童謡の日を（こどものうたの日）

**答** 早期実現したいが、目下は震災復興に多大の財源が要る

スポーツは人を元気にし健康をつくる

**川俣** スポーツの効用と特性をどう考えているか。生涯学習課長 スポーツは人を元気にする大きな力があり、併せて健康づくり等に不可欠なもの。川俣 その取り組みと現状はどうなっているか。

生涯学習課長 スポーツ

を通じた主催講座に積極的に取り組んでいる。ポディーメイクレッスン、季節を味わうスポーツ等これらの講座は中高年層を中心に町民のニーズが高い。今後も各種スポーツ講座を計画的に開催し町民の健康づくりに貢献していく。さらに町体育協会並びに総合型スポーツクラブ「NPO法人クラブきくよう」に運営補助金を交付し、町民の健康につながるスポーツ事業に取り組んでいる。

スポーツ施設を充実させ経済の波及効果を

**川俣** スポーツ施設を充実させるには、本町は県下一の立地条件。大量輸送機関のJR沿線で3つの駅がある。空港もあり高速道路のインターも近い。これらを最大限に生かしているいろいろな大会を誘致すれば、町外からの人を呼び込むことで波及効果があると思うが。

生涯学習課長 町のスポ

ツ大会の誘致はH10年杉並木公園開園以後では、H11年くまもと未来国体アーチェリー記念大会、ハートフル熊本大会、チエリー競技大会等、また火の国グランドゴルフ大会、鼻ぐりキッズサッカー大会等多くの町外者が利用している。

**川俣** スポーツ施設に對

する町長の認識は。町長 前から要望のある総合体育館を造るには自主財源が必要でありH26

年1億円、H27年1億円、H28年度も、財政的には厳しい状況であるが、1億円を積み立てる予算化をしている。今回の熊本地震で町の施設も大きな被害を受け、16億円の災害のための借金をしなければならぬ。町のスポーツ審議会等の意見を聞きながら一日も早い実現の検討を重ねていく。

**老若男女、町民の「ふるさと」づくり童謡の日を**

**川俣** 今回の震災で日頃忘れていた故郷、隣近所、地域の人の絆のありがたさを身をもって感じた。この気持ちをもとにみんなで共有できるものは日本人の情緒である童謡ではないか。赤ん坊からお爺ちゃんお婆ちゃんまで心をつなぐ年一回の童謡を中心とした祭りを提案したい。





甲斐 榮治議員

文化の薫り高い町づくりをめざせ

答 教委を中心に資料を収集・保管

将来に備える

町史を点から面に

甲斐 町の歴史・史跡・災害の記録等が点在しているが、線や面になっていない。それらを担当する部署や予算措置はどうなっているか。

図書館長 大きくは教育委員会が収集・保存に当たっている。

生涯学習課では、町史編纂室を設置し、H7年には菊陽町史を発刊。古文書は町の図書館で保管。鉄砲小路に残る古文書は解説を終わっている。世界的にも貴重な少女雑誌「村崎コレクション」も保管している。

総合政策課では、町史編さんに関わる広報きくよう縮刷版や電子書籍版を作成。災害の記録についても情報や資料を収集している。

新たな部署設置は考えていないが、予算措置は

必要に応じて行う。

甲斐 町の歴史的資料や文化財を保管・展示する民俗資料館の施設を建設すべき時ではないか。町文化祭でも、展示のスペースが狭すぎる。町民の現在の文化活動を展示する場所も同時に確保すべきではないか。

図書館長 今は、熊本地震からの復旧復興に取り組んでいる。被災に伴い発見された歴史的文物等の収集を行って、将来の資料館整備に備えたい。

再開した保育所民営化

甲斐 公立保育所の民営



菊陽町図書館

化計画について質す。

- ①民営化する保育所の数
- ②公有財産の処置
- ③参入事業者選定の時期
- ④職員処遇
- ⑤民営化後の問題処理
- ⑥合同保育子育て支援課長

- ①現段階では未定。
- ②移管先法人の経営安定のため、時価より低い価格での貸し付け。建物、什器、備品は対価設定の上で譲渡。
- ③選考委員会を設置した後。
- ④正規の保育士・調理員は他の町立保育所へ配置換え、臨時・非常勤職員は、本人の希望をもとに移管先法人に継続雇用を働きかける。
- ⑤保護者・移管先法人・町による三者協議会で処理。
- ⑥合同保育は実施する。

この他、臨時財政対策債など町の財政問題について質問した。



吉本 孝寿議員

土曜日学習応援団は

組織することが可能か

答 各地域スポーツ、塾、習い事などを調整するのが困難であり、土曜日授業の実施については、考えていない

行政サービスにおける地域情報化の推進は

吉本 行政サービスにおける情報発信の現状と課題はなにか。

総合政策課長 さまざまな方法で行政サービスにかかる情報発信をしている。なお、災害時の緊急時には全国瞬時警報システムで情報発信し、県の防災情報メールや携帯会社3社と連携したエリアメールによる情報発信ができるようにしている。

課題としては、情報サービスに係る情報を必要とする町民の方々全員に伝わらない課題がある。

吉本 町が提供する防災や子育てなどの生活情報は、町民目線で発信するならばLINEを活用した情報発信が必要だと思う。情報提供手段の検討を進めるならば、LINEと連携協定を結んだ福岡市のように積極的に推進するべきではないのか。

総合政策課長

多種多様な行政サービスにかかわる情報発信を提供することは町の責務である。

行政サービスにかかわる情報発信の手法、体制、運用の方法、財源、セキュリティなどについて総合的に考えていく。

吉本 携帯電話など高度通信情報網の目に見えないインフラ整備が今からは行政も必要だと思う。

熊本版「コミュニティスクールの取り組み」

吉本 福岡県大野城市で

試行的に行われている学校を中心に家庭、地域が連携し、いろいろな大人

が子どもの教育にかかわることで、子どもと過ごし、共に学び、育つ、共に育てる教育の理念とした事業がスタートしているが、そのような取り組みができないか。

生涯学習課長 学習サポート事業としては、全

小学生4年生の算数授業及び全クラスの数学、英語の授業で学習サポートを配置して一人一人の状況に応じた学習支援に取り組んでいる。

小学校運動部活の社会体  
育移行は

吉本 H30年度末には、社会体育移行をスムーズにできるのか。

教育次長 H30年度末までに、学校と教育委員会で、及びNPO法人クラブきくよう、菊陽町体育協会、各スポーツ団体等との連携を図りながら、移行していく。

課題としては、指導者の確保、施設使用料の支払いなどが考えられ、さまざまな課題があるが検討委員会でも検討を重ね、移行に向けて取り組む。



小林久美子議員

熊本地震一部損壊世帯への支援を

答 被災者の状況を考え配分基準を検討

も取り組んでいきたい。

保育所の民営化は

小林 私は、公立保育所は、地域の保育水準を規定するという特徴があり、障がい児保育や発達障がい児への支援などの役割も大きい。また、子どもの貧困が社会問題になっており、自治体として取り組まなければならない課題である。保護者や地域の方は、どこが民営化になるのか不安を感じている。ていねいな説明が必要ではないか。

学童施設 新たに建設

子育て支援課長 放課後

約2千万円の義援金  
福祉生活部長 町の義援金は、限られている。近隣町村の動向も把握しながら決定したい。

特別措置法での対策を

小林 私は、熊本地震の

対策については、国の特別措置法の設置が必要だと考える。自治体の負担軽減のためにも必要である。全額国庫補助の特別立法を国・県に求めるため、昨年11月には、県への申し入れも行ったが、今後と

（中部小についても、100人規模の施設を建設する計画である。）

校用地に鉄骨造二階建て、全体で100人規模の受け皿を確保し、H30年4月に開所予定である。

子育て支援課長 どこを民間に移行するのかについては、まだ審議会では検討されていない。



那須真理子議員

上井手・下井手・その支川井手の復旧工事の進捗状況と、それはいつ利用できるのか

答 全て平成29年の3月末で完了予定であり、4月には例年並みの通水ができる。

(12月6日時点)

那須 白水台地における農業用水の確保はできるのか、それはどんな方法でいつ頃利用できるようになるのか。

農政課長 深迫ダムへの

用水供給は冬季におこなうので、十分供給できる。既に安定した確保に向け災害復旧関連で、井戸による復旧水の申請をおこなっている。利用については十分な量は確定していないが、深迫ダムまでは新しい水が届いている。

那須 災害時、特に初期における自助・共助・公助について、町はどのように考えているか。

総務課長 公助は十分な対応ができない可能性があるため、個人の力で災害に備える自助と、地域で助け合う共助による防災力が重要である。

那須 自助の重要性をどのようにして町民に周知するのか。



総務課長 啓発を行うと共に、今後の地域防災計画に取込み、周知していく。総務課長 現在、国においては配分システムの構築がなされているため、その成果を見、町の課題を加味して地域防災の中で位置づけしていく。

那須 登下校時の災害についてはどのように指導しているか。

教育次長 1番目に低い姿勢をとる、2番目に頭を守る、3番目に動かない、と言ったシェイクアウト訓練をしている。また、保護者への児童・生徒の引き渡し訓練もおこなっている。

那須 人とは係わりたくない、避難所は煩わしいと思う人たちが増えている。現在、空港所在都市である大阪府豊中市と協定締結を考えている。

総務課長 自治会の取り組みを、全町的に広げていく。防災面では、炊き出し訓練、地域リーダー育成、防災指針の育成を

総務課長 自治会の取り組みを、全町的に広げていく。防災面では、炊き出し訓練、地域リーダー育成、防災指針の育成を

総務課長 自治会の取り組みを、全町的に広げていく。防災面では、炊き出し訓練、地域リーダー育成、防災指針の育成を

〇児童・生徒のPTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応は。〇総合体育館建設は。

# 震災から半年、復旧、 復興への道のり

## 熊本地震災害復興支援特別委員会行政視察報告

平成28年10月19日(水)~21日(金)

研修先 宮城県白石市・宮城県利府町・宮城県東松島市

サブ  
テーマ

- ①地域コミュニティの活性化
- ②自助、共助、公助の機能充実と住民、地域、行政の連携
- ③復旧、復興に向けての議会の関わり

### 参加した議員の感想

○意義のある研修だった。東日本大震災から5年を迎えてもまだ道半ばの感があった。復興計画等の差異はないが、地域や人の動かし方、庁舎の利用、議会との関係など学ぶべきところが多い。私たちも今回の震災を機に自主防災意識を高め、共助による避難所運営や初動時対応など復興と再生に向けて取り組みたい。



利府町議会



のびる  
被災した野蒜駅 (東松島市)

○東松島市の姿が地方自治体の在り方、復興の在り方の象徴的な姿であると思った。市民と議会と執行部の在り方が集約されている。災害時であれ、通常時であれ、我々のめざすべきものがなにであるかが浮かび上がってくる。白石市も利府町もおそらくは東北の他の自治体もこの道の線上を進んでいると推測される。復旧復興策を探る過程はその自治体のあるべき姿の追求と重なっていると思った。なお一つ付け加えれば、いずれの自治体も福島第一原発とは一定の距離にありながらも、放射能への恐怖が日常の底の底にあると感じた。放射能の制御は現在の人類の手にはおえない。南に川内原発、北に玄海原発を控えた我々はこの問題をも直視しなければならないと思った。

○東日本大震災の前に起きた震度6弱の局部的地震の反省を活かして、対策を取ってきたことが伺えた。それでも、白石市はライフラインと通信、運搬のためのガソリンを入手できない事態は、想定できない事態ではなかったか。そんな中、住民の確認作業には、時間的な制約と盗難の恐れがある中で、人命を優先し「安心フラッグ」を利用して素早く対応した。



復興事業のようす (東松島市)

視察を通じて、災害に強いまちづくりに向けて議会としても取り組む決意を新たにしました。

# 厚生労働省に要望活動

平成 28 年熊本地震関連

平成 28 年 10 月 21 日（金）に平成 28 年熊本地震災害復興支援特別委員会と町執行部は、厚生労働省に下記の要望書を提出した。

- 損壊した大型共同作業所の創造的復興への支援
- 損壊した地域改善対策教育集会所の創造的な改良復旧事業への支援



## 仮設住宅の方々との意見交換会



日時 12/11（日）9:00~10:00

場所 仮設住宅の集会所「みんなの家」

参加者 住民13人 議員6人

### 【いただいた意見】

- 20 世帯へ一斉に連絡する方法がほしい。
- カギ渡しは7月6日に行われ、8月頃には 18 世帯、現在では 20 世帯全員が入居している。
- 入居してもしばらくは、家の片づけをおこなう必要があり二重生活を余儀なくされた。
- 10 月に「みんなの家」ができてから、少しずつではあるがコミュニケーションが取れ始めてきた。今後のコミュニケーションづくりが一つの課題でもある。
- 家を建てたくても建てられない人がいる。
- 仮設住宅の利用期間は 2 年間となっているために、みなし仮設住宅利用の人も含めて、災害公営住宅の必要性について検討してもらいたい。
- 団地から出るときの車の一旦停止の徹底と可能であれば白線を引いてほしい。
- 団地北側の L 路の道路を走る車のスピードを抑えられないか。
- 部屋にも換気扇をつけてほしい。カビが発生する。



# きびしい指摘 区長会と議会の意見交換会

江28年10月24日、光の森町民センターキャロピア会議室にて、区長会と議会の意見交換会が行われた。区長37人、議員18人、役場職員2人が出席。熊本地震後、初めての意見交換会であったが、地震への対応以外に飲酒運転問題に関する質問が多かった。前半は、事前にいただいた質問に対して議長が答え、その後、質疑応答という流れで進行した。以下その概略を示す。

## 《事前の質問事項 に対する回答》

● 辞職勧告された議員については、条例を変えようが、何をしても辞めさせることはできない。昨年6月には飲酒運転撲滅に関する決議案を全会一致で可決した。内容としては非常に厳しいもので、今後、飲酒運転があった際には自主的に辞職する。また、酒気を帯びて議場に入ろうとした際は議長が退席を命じるということになっている。

● 議員定数の削減について、菊陽町の議員定数はH18年6月の議会で定数を20から18にしている。これからに関して、その後人口も増えており、定数が適正なのか、検討していきたい。

● 政務活動費について、

私共は用途を限定しており、一部にしか使えない。収支報告書の作成をしており、どなたも閲覧できるようにしている。

● 震災時の議会の初動について、まずは地域に戻ってということ、地元での活動を各々でおこなうということになった。刻一刻と状況が変わる中で、それを皆様にお伝えすることは困難であった。そのために、議会の活動が見えなかった部分もあったと思う。

6月2日の議会で、復興支援特別委員会を作った。議会としても皆さんと意見を交換しながら、町の復興計画に提言をしていけたらと思っている。

## 《質疑応答》

Q 政務活動費の消化率は何パーセントくらいか。  
A 32%ほどの執行だった。今年は地震もあり、ほとんど使用していないと思う。

Q 菊陽町で飲酒運転撲滅運動が繰り広げられているが、坂本秀則議員は1回ではなく、8年もアルコールで問題行動があったように聞いている。



なぜ何もできないのか。  
A 法律上、辞めさせることも制限もできない。坂本秀則議員 申し訳なく思っている。議員活動に邁進したい。

Q これから飲酒運転をするようなことがあれば即辞職などのケジメでよいのではないか。  
A 飲酒運転撲滅に関する決議案を全会一致で可決している。これは現在の議員だけでなく、これからの菊陽町議会を縛るものである。

Q 長い期間、酒の匂いがした状態で議場にいらしたと聞いている。その間、どういことをされたのか。  
A (3人の議員より) 注意不足もあつたかもしれないが、指導はしてきたつもり。

● 何度も注意してきたが、それ以上のことを議会としてできなかったことを反省している。

● 酒臭い状態が多かった。注意するとその度に「わかった。もう二度としない」と言っていたがずっと繰り返した。

Q 震災が起こったら、議員は自主的に自分たちの地域で活動すると聞いたが、地域に議員がいな

いところはどうすればいいのか。各地域に話を聞いて回るなどしてもらいたい。議員は、地域で選ばれるのではなく、全体の奉仕者であるはず。議員は町全体のことを考えてほしい。

A 18人の議員がおり、各々が様々な形でしっかりとやったと思っっている。発災直後に議員が表に出すぎると、執行部とのダブルスタンダードになってしまう。復興についても、町長が執行権をもつて取り組んでいるので、そこを超えてしまおうと混乱を招く。災害の際においての、議会の立ち位置というのは大変難しい。皆さん全てが満足できるようなことはできない。行政が先になって取り組んでいけることをご理解いただきたい。

6月に特別委員会を立ち上げ、町は復興計画を策定している。町の策定する復興計画に、できる範囲で私たちの考えも入れていきたいと考えている。

Q 自主解体は12月15日が期限。もう少し期間を長くしてもらいたい。

A 解体に関する期間について、よその町ででき

はないと思う。しっかりと町に話をしていきたい。

Q 災害発生時の議員の動きについて、ルールが決まっていけないことが問題だと思う。要望等を執行部に伝えてもらえるような役割決めをしておくべきではないか。

A ルールが決まっていなかったために、お叱りを受けているのは当然と思っっている。今検討しているのは、町は災害対策本部、議会は災害対策支援本部。議会は災害対策本部として、町の災害対策本部を支援する。その時に大切なのが、区長さんとのパートナーをつくることが必要と思っっている。組織としてどう動くのかを決めて皆様にお伝えしたい。

Q 県の復興予算の分配について、菊陽町にある神社やお寺の修復にも予算をつけてもらいたい。

A 研修で2市1町を回ってきたが、神社・お寺は対象外だった。熊本県においても、国宝等以外は対象外であるが、できるだけ取り組んで努力していきたい。

Q 復興計画に、できる範囲で私たちの考えも入れていきたいと考えている。

Q 自主解体は12月15日が期限。もう少し期間を長くしてもらいたい。

A 解体に関する期間について、よその町ででき

# 今後の災害に向け真剣に 災害に関する研修受入

## 新宮町

昨年、10月18日に福岡県糟屋郡新宮町の総務常任委員会及び議長、事務局員の皆さんが、本町議会を訪れた。

目的としては、平成28年熊本地震での議会としての対応について等に関する情報収集及び意見交換であった。

新宮町は、H17年3月に発生した、福岡西方沖地震や熊本地震を教訓として、議会災害対応連絡会議設置要綱及び議会災害対応指針をH28年6月に策定した。

これを踏まえ、震度5強、震度6弱を記録した熊本地震の本町議会及び各議員の対応や行動、支援の内容について議論をおこなった。

新宮町は、福岡市に隣接し、2015年国勢調査では全国で人口増加率

第1位を記録している。本町との類似点から、共通の課題について経験に基づき意見、改善策について、議会、議員の大規模災害時の役割などの確認ができた。

また、玄界灘に面している地域もあるため、地震による津波に関する意見も出された。

本町議員からは、防災センター視察やクロスロードゲームの紹介などがあり、お互い真剣に災害に関する議論をおこなった。

## 屋久島町

昨年、10月26日に鹿児島県熊毛郡屋久島町の総務常任委員会及び議長、事務局員の皆さんが、本町議会を訪れた。

この度の災害では、姉妹都市である屋久島町の皆さんから、本町は、多くのお見舞いの言葉や支援をいただいている。

対応としては、災害対策本部から副町長、総務部長も出席した。

平成28年熊本地震の県全体の状況説明、その後本町の被害状況、避難状況、家屋被害認定状況、復旧・復興に向けた取り組みの詳細な内容を説明した。

その後、屋久島町議員からは、大規模災害時は、緊急避難及び避難所生活を含め、近隣自治体との連携、協力が必要であるとの意見もだされ



た。それに対して過去の水害の例を交えて、本町の考え方を副町長が回答した。屋久島町議員からは、今後に予測される大規模災害への備えとしての質問があった。

これに対して本町は避難所の安全性の強化、正確な情報伝達システムの構築について、災害時要援護者の安否確認の手段について課題に対する考えを示した。

屋久島町では、H27年5月に口永良部島（くちのえらぶじま）新岳の爆発的噴火という災害に遭遇している。

## 入選 表彰されました

この度、広報特別委員会が作成している、「菊陽町議会だより きくよう」が第十三回熊本県町村議会広報コンクールにおいて、特選の次である入選を受賞しました。（今回、コンクール参加26団体）

過去には、特別賞（企画賞）を受賞しています。総合得点では、特選との僅差であったとのこと。多くの町民の皆さんへ

議会の活動報告、議会での議決事件、一般質問などをメインに掲載し、細かいところに様々な工夫をしています。（題字、特集、マイタウンなど）

議員6人で意見を出し合い、校閲に時間をかけて作成をしています。インターネットなど情報を提供するツールは、増えていますが、正しい情報を皆さんに解りやすく伝えるように、今後も努めていきます。



# 人參の産地菊陽 収穫まっ只中

収穫された人參の行先。JAは関西へ、個人の所は全国へ出荷されています。

とっても評判がいいんだって。今年も美味しい人參を作ってくださいね。



昨年11月～12月の気温が高かったため人參が大きくなり、小さい物は畑で廃棄されているんだって。  
農業って本当に大変だよ。



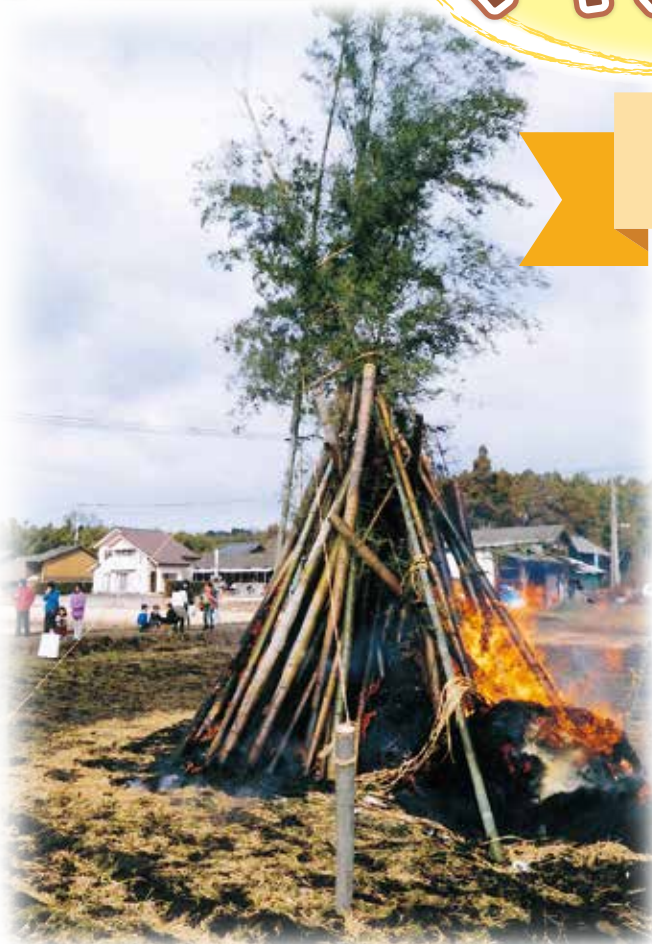
## マイタウン

### 鉄砲小路地区<どんどや> 1月15日(日)に開催

北風がピューピュー吹きとても寒い日でした。それでもどんどやの火は今年こそはとの願いを込めてまっ赤に燃え上がりました。みんなに沢山幸せが訪れますように。



「早く焼けないかなー  
ママ、パパ、もう食べていい？」  
子供たちの声があちこちで飛びかっています。



どんどやは無病息災を祈っておこなわれます。  
鉄砲小路区では、伝統行事として毎年おこなわれています。

## ありがとうございました

### 災害時緊急対応をされた皆様 特集②

今回は、自衛隊と協力し、避難されている方々に届ける、おにぎり作りのボランティアをしてくださいました「防災ボランティア菊陽すぎなみ」の川端フジノさんにお話を聴きました。

#### おにぎり作りはどのように依頼されたのですか。

本震(16日)の早朝、自衛隊と協力して、おにぎり作りをしてほしいとの依頼が社会福祉協議会からありました。

菊陽町役場と西部支所(キャロピア)の2カ所でおこなわれました。私たち18人は役場で、昼、夜のおにぎり作りを協力しました。

#### 大変な仕事だったと思いますが、どのようなことに気を付けたか、聞かせてください。

特に衛生面には気をつけました。

滅菌手袋、アルコール消毒それから作業終了後は、机の消毒を必ずしました。

#### 気になったこと、うれしかった話はありませんか。

心配したことは、この活動がいつまで続くのかわからなかったことです。

ありがたいと思ったことは、防災ボランティアのメンバーがすぐにかけて、おにぎり作りを手伝ってくれたことです。その方々の家にも大なり小なり被害があったと思います。そして、今まで防災のことを勉強したことが役にたって良かったと言っていたこともうれしかったことです。



## 傍聴者の声



総合体育館の建設はどうなるのかと  
思い、傍聴に行きました。町長の答弁  
を聞いて町体育館の補修の話ばかり  
で残念でした。地震の後で、いろんな  
修理は必要だとは思いますが、総合体  
育館を望む声がたくさんあることはわ  
かって欲しいです。

50代 女性 久保田地区



部活動がどうなるのか心配です。  
子どもたちの環境が変わることにつ  
いて、すごく心配しています。町の  
体育館が早く使えるようにしてほし  
いです。

議場の中の壁が地震で結構ヒビが  
入っているのでびっくりしました。

50代 女性 武蔵ヶ丘



### 3月議会の開会日は、3月1日(水)の予定です。

くわしい日程については、議会事務局 096-232-4919 お問い合わせ下さい。

## 表紙の紹介

### 出初式

幼年消防クラブ(武蔵ヶ丘第二保育園)の分列行進の風景

## 編集後記

甲斐 榮治

新年おめでとうでございます。  
「新」の字を分解すると、「立木を斤きる」と  
なります。立ち木を切ると、その切り口から  
樹液が沁み出して、馥郁とした香を漂わせま  
す。新たな年はぜひそういうさわやかな門出  
であってほしいものです。

さて、議会だより第90号をお届けいたしま  
す。これまで、「町民目線」で、読みやすい議  
会だより」を合い言葉に編集委員一同心を砕  
いてきました。おかげで、昨年度は県下町村  
議会の広報コンクールで第2位の成果を上げ  
ることができました。これは、特に、一期生  
二期生の新鮮な視点と編集に対する熱意が  
実った結果だと思えます。

編集作業は、幅広い知識と粘り強さと取材  
に関わる行動力を必要とします。それらに一  
層の磨きをかけ、今年は特選をめざしたいと  
思います。

## みんなの議会 傍聴は、お気軽に

### 議会からのお願い

議会だより取材のため、腕章を着用した議  
会議員が写真撮影に伺うことがありますがの  
で、ご理解と協力をお願い致します。

### 発行責任者

議長

渡辺 裕之

編集者

委員長

甲斐 榮治

副委員長

中岡 敏博

委員

佐々木理美子

委員

那須眞理子

委員

阪本 俊浩

委員

大久保 輝

この議会だよりは再生紙を使っています。